

別添1 (第4条関係)

1. 補助区分	2. 対象となる事業所等 ^{※1}	3. 補助対象経費	4. 補助率
(1)障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援	<p>ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生し職員が不足した場合を含む。 【対象サービス：別添2 No.1～No.29】</p> <p>イ 感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した施設・事業所 【対象サービス：別添2 No.11～No.25】</p> <p>ウ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件^{※2}のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（ア、イの場合を除く。） 【対象サービス：別添2 No.12～No.15】</p>	<p>○(1)ア、イに該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件^{※2}に該当する自費検査費用 ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 <p>（以下の費用は、代替サービス（通常形態でのサービス提供が困難である場合の、感染を未然に防ぐために代替措置）提供期間の分に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） <p>○(1)ウに該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件^{※2}に該当する自費検査費用 	10分の10
	<p>エ ア以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所^{※3} ※通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣地域・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。） 【対象サービス：別添2 No.1～No.10】</p>	<p>○居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） <p>（上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。）</p>	10分の10
(2)障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	<p>ア (1)のアに該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所^{※4} 【対象サービス：別添2 No.1～No.29】</p>	<p>○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 	10分の10

※1 対象となる施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。また、多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて、別添2に定める基準単価まで助成することができる。

※2 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添1-1に規定する。

※3 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合に限る。

※4 各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合に限る。